

第 22 回大樹町農業委員会総会議事録

1 . 開催日時 令和 4 年 5 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分

2 . 場 所 大樹町役場委員会室

3 . 出席委員 16 名

1	乙部 毅博	2	吉田 義明	3	猪飼 敬司
4	吉田 洋一	5	太田 勝義	6	片岡 文洋
		8	牧田 日出男	9	辻本 一夫
10	向井 良治	11	富倉 浩之	12	金曾 浩文
13	太田 福司	14	竹内 稔		
16	岩岡 栄一	17	原口 武実	18	穀内 和夫

4 . 欠席委員 1 名

7	齊藤 徹
---	------

5 . 議事日程

日程第 1		農業委員会業務報告について
日程第 2	議案第 19 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
日程第 3	議案第 20 号	農地法第 5 条の規定による許可について
日程第 4	議案第 21 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による 農用地利用集積計画の決定について
日程第 5	議案第 22 号	令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価について
日程第 6	議案第 23 号	令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について
日程第 7	議案第 24 号	令和 4 年度大樹町農地等の利用最適化の推進に 関する指針について

6 . 事務局 瀬尾局長、豊吉主幹

7 . 閉会時間 午後 3 時 0 0 分

8. 会議の概要

議長

ただ今の出席委員は16名であります。

定足数に達しておりますので、第22回、大樹町農業委員会、総会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、12番・金曾浩文 委員、13番・太田福司 委員を指名いたします。

日程第1、農業委員会業務報告を行います。

事務局より内容説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、4月28日開催の第21回総会以降に行われました業務等につきまして報告致します。

1の会議関係では、(1)5月16日、第3班 牧田班長以下委員5名と穀内会長において、 地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。

(2)翌17日には、第2班 富倉班長以下委員6名と穀内会長において、地区の農地につきまして、売買のあっせん会議を行っております。

2地区の売買あっせんともに成立し、この後、議案において、皆様にご審議いただきます。

(3)また、同日に、第2班 富倉班長以下5名で、現地調査を行っております。

案件は、 地区での砂利採取の農地転用です。

転用申請のあった1件につきましては、この後、農地法第5条で、議案としてご審議いただきます。

(4)18日第2回町議会臨時会が開催され、会長と私が出席しております。

(5)20日、第1班 金曾班長以下4名と穀内会長において、 地区の農地のあっせん会議を行っています。売買あっせんが成立し、この後、議案において、皆様にご審議いただきます。

(6)23日に農地委員会を開催しております。

ご審議いただいた案件は、農地所有適格法人の資格審査についてでございます。審議いただいた案件につきましては、この後、議案において、皆様にご審議いただきます。

<p>議長</p>	<p>(7)24日に農政委員会を開催しております。</p> <p>審議いただいた案件は、令和4年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針以下3件についてであります。</p> <p>審議いただいた3件につきましては、この後、議案において、皆様にご審議いただきます。</p> <p>以上で業務報告を終わります。以上で業務報告を終わります。</p> <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>質疑なしと認めます。以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第19号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第19号「農地法第3条第1項の規定による許可について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定では、農地又は採草放牧地について、所有権の移転や貸借権などの権利を移転する場合、当事者が農業委員会の許可を受けなければならないと定められております。</p> <p>農地等の権利の移転を受けるものは、原則、農業者でなければならないと定められており、その農業者たる要件が満たしているかどうか、農業委員会で判断し、申請内容の可否について審議いただくものであります。</p> <p>今回審議いただく案件は、賃貸借による権利の設定の1件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく、提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字 他 筆、登記簿</p>

	<p>・現況地目につきましては、畑と牧場、農振は農用地、面積につきましては、 m²であります。貸主は、 氏、借主は、 であります。町外の法人であるため、5月23日農地委員会にて、農地所有適格法人の審査を行いました。</p> <p>別紙であります。農地法第3条調査書を添付しております。本案件につきまして、別紙調査票のとおり、農地法第3条第2項に規定する、3条許可をすることができない要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを申し添えます。また、当該地の位置図も添付しておりますので、あわせてご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、農地委員会より報告を求めます。農地委員長 竹内 稔 委員より報告を願います。</p>
竹内委員	<p>申請番号1番につきまして、譲受人の希望による、所有権移転の案件です。譲受人は法人化に伴い、意欲的に経営拡大を図り、また、農地の集団化や農作業の効率化に支障が生じないことから、許可の基本要件をすべて満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第19号、「農地法第3条第1項の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第3、議案第20号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>事務局より提案説明を求めます。</p> <p>それでは、議案第20号「農地法第5条の規定による許可について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農地などに農業施設や農家住宅など建設する場合、いわゆる転用を行う際、農地法に定めがあり、転用者等が申請を行い農業委員会の許可を受ける必要がございます。</p> <p>転用者と転用する土地の所有者が異なる場合は、農地法第5条にその規定があり、転用者と土地の所有者が連名で許可申請し、第5条の規定による許可を受けることになります。</p> <p>今回ご審議頂きます「農地法第5条の規定による許可について」は1件でございます。</p> <p>内容は砂利採取のため、一時転用となっております。</p> <p>つきましては、その申請内容の可否についてご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農地法第5条の規定による許可について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番、砂利採取に伴う、一時転用の案件です。</p> <p>所在、地番につきましては、字 〃 の 〃、登録簿・現況地目につきましては畑、農振につきましては、農用地、面積は 〃 m²のうち 〃 m²であります。</p> <p>貸主は、 〃 氏、借主は、 〃、転用の時期につきましては令和4年7月1日から令和5年6月30日までであります。</p> <p>申請番号1番の現地調査につきましては、5月17日に、第2班 富倉班長他4名の委員により実施しております。</p>

	<p>なお、次のページ以降には、チェックリスト、施設の配置図等を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、申請面積が3,000㎡を超えるため、北海道農業会議「常設審議委員会議」への意見聴取が必要となる案件となります。</p> <p>本申請に係る工期終了後、工事完了届が提出されましたら、地区担当委員と申請どおりであるか確認後、台帳地目を変更いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、調査班より調査報告を求めます。第2班・班長、富倉 浩之 委員から報告願います。</p>
富倉委員	<p>本案件は砂利採取のために農地を一時転用するものです。現地調査を行った結果、立地基準や一般基準は満たしており、その他の農地、周辺への被害、影響はないものと班では判断しました。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第20号、「農地法第5条の規定による許可について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、議案第21号申請番号1番の審議にあたり、</p> <p style="text-align: right;">委員並びに</p>

	<p>委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議終了まで退席願います。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>日程第4、議案第21号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます</p> <p>それでは、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の提案説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条には、市町村が作成した農地利用集積計画を農業委員会が決定することが定められており、本総会にお諮りするものです。</p> <p>今回ご審議頂きます申請は7件でございます。内訳は、賃貸借の新規が3件、更新4件となっております。</p> <p>つきましては、申請内容の可否について、ご審議賜りたく提案申し上げますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p>
<p>議長 豊吉主幹</p>	<p>それでは申請番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積の計画の決定について説明させていただきます。</p> <p>申請番号1番～7番につきましては、賃貸借権の案件となります。</p> <p>申請番号1番、所在、地番につきましては、字 〇 の 他 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は 〇 m²のうち 〇 m²であります。</p> <p>貸主は、〇、借主は、〇、経営面積は 〇 m²であり、当地における賃借料は、年額 〇 円 10a 当り 〇 円、期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年であります。</p> <p>本地区の担当員は牧田委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 委員</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。申請番号1番について、地区担当 〇 委員より報告願います。</p> <p>申請番号1番につきましては、農用地利用集積の申出があったため、〇地</p>

<p>議長</p>	<p>区に周知し、 とししました。</p> <p>賃貸借期間は、5年とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第21号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請番号1番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、申請番号2番の件を議題といたします。内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号2番</p> <p>所在、地番につきましては、字 の 他 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は山林と畑、農振は農用地と農用地区域外であり、面積は m²のうち m²であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は m²であり、当地における賃借料は、年額 円 10a当り 円、期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年であります。本地区の担当員は 委員となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>議長</p> <p>委員</p>	<p>次に、地区担当委員より地域調整報告を求めます。申請番号2番について、地区担当委員より報告願います。</p> <p>申請番号2番につきましては農用地利用集積の申出があったため、地区に周知し、としました。</p> <p>賃貸借期間は、5年とし、賃借料については、周辺農地の価格などを参考に、両者に価格を提示して、了承を得ております。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第21号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」</p> <p>申請番号2番の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、申請番号3番の件を議題といたします。</p> <p>内容について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>豊吉主幹</p>	<p>申請番号3番、所在、地番につきましては、字 - 他 筆であります。</p> <p>登記簿・現況地目は畑と山林、農振は農用地であり、面積は m²であります。</p>

<p>豊吉主幹</p> <p>議長</p>	<p>それでは、次に申請番号4番から7番の内容について、事務局より説明を求めます</p> <p>申請番号4番、所在、地番につきましては、字 - 他 筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は㎡であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は㎡であり、当地における賃借料は、年額 円 10a当り 円、期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日の1年であります。</p> <p>申請番号5番、所在、地番につきましては、字 - 他 筆であります。登記簿・現況地目は何れも牧場、農振は農用地であり、面積は㎡であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 、経営面積は㎡であり、当地における賃借料は、年額 円 10a当り 円、期間は、令和4年6月1日から令和14年5月31日の10年であります。</p> <p>申請番号6番、所在、地番につきましては、字 の の 他 1筆であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は㎡のうち ㎡であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 氏、経営面積は㎡であり、当地における賃借料は、年額 円 10a当り 円、期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年であります。</p> <p>申請番号7番、所在、地番につきましては、字 であります。登記簿・現況地目は何れも畑、農振は農用地であり、面積は㎡であります。</p> <p>貸主は、 氏、借主は、 氏、経営面積は㎡であり、当地における賃借料は、年額 円 10a当り 円、期間は、令和4年6月1日から令和9年5月31日の5年であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。</p>
-----------------------	---

なお、申請番号4番から7番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第21号、「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」

申請番号4番から7番の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

日程第5、議案第22号、「令和3年度の目標及び、その達成に向けた活動の点検・評価について」の件を議題といたします。

提案説明を求めます。

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

瀬尾局長

それでは、議案第22号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の提案説明を申し上げます。

今回ご審議頂きます、活動の点検・評価につきましては、平成28年度から、農地等の利用の最適化の推進が必須事務になり、農業委員会等に関する法律第7条に目標及びその推進方法を定めること、同法の第37条にその計画や結果などの状況を広く公表することが定められております。

議長
瀬尾局長

昨日、24日に、農政委員会で、令和3年度の活動の点検・評価をご審議いただき、今回総会にお諮りするものです。

つきましては、その内容について、ご審議方よろしくお願い致します。

以上で提案説明を終わります。

それでは内容について、事務局より説明を求めます。

まず初めに、今回、審議いただきます議案第22号、23号、24号の3件の案件につきましては、農業委員会等に関する法律の第7条に農業委員会の役割の一つとして、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるよう努めなければならないと定められており、その定めに基づき、指針や活動計画の立案及び計画に基づく点検評価を年1回行っているものです。

本件は、令和3年度の活動点検・評価について、審議をお願いするものです。昨日、農政委員会でご審議いただき、ご了承いただいております。

それでは、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価について」ご説明いたします。

まず1P目の「1、農業委員会の状況」の「1、農業の概要欄」をご覧ください。表の下に1のところの耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を、2のところでは、経営耕地面積は、2020農林業センサスに基づき記入することになっておりますので、その数値を記入しております。ちなみに昨年までは2015農林業センサスの数値を記入しておりました

次に農地台帳の面積については、前年との増減は無く前年と同数の14,588haとなっております。

次に農家数及び農業者数については、経営面積と同様、2020農林業センサスの数字を使用することとなっておりますので、その数値となっております。

次に右欄の経営数ですが、この数字は毎年変動することが基本となっております。

年1回、国から担い手の農地利用集積状況の調査が3月にあり、農林水産課と連携し集計した数値をここでも活用しております。

まず、認定農業者数131件、131件の内訳は町内が130件、町外が1件となっております。

次に農業参入法人は、認定農業者等の内数になりますが5件であります。

この数値は昨年も5件で対前年比±0となっております。5件の法人名は、

、 、 、 、 となっております。いずれの法人も

農業者以外の企業が株主となっていることは、年1回提出の法人報告等で確認しております。

次に「2の農業委員会の現在の体制」については、その状況を区分して記載してございます。新制度に基づき、定数18名に対して、実数17名となっております。

次の2p目をお開き下さい。

「担い手への農地の利用集積・集約化」であります。

令和4年3月は、地域の担い手への集積面積は11,956haとしておりましたが、令和4年3月末には、11,505haと対前年対比で451ha減少しております。

減少の主なもの理由として、一般転用で約6ha、と解約で約11ha、農地転用や現況証明による非農地処理で約4haなどあります。

なお、などの公共牧場は、担い手の位置付に含まれておらず、集積面積には含まれないことから公共牧場に集約すればするほど集積率は落ちる結果となります。

次の新規の集積としましては、43.9haです。

売買で4件、賃貸で1件、新たに担い手へ集積となりました。

「3の目標の達成に向けた活動」については、活動実績としましては、
・町の広報誌活用による啓発、所有者からの相談等への対応などを行って、集積化を図ったとしました。

次のページをお開き下さい。

次に「3の新たに農業経営を営なもうとする者の参入促進」ですが、これに関しましては、新規就農者もなく、新規法人の設立もない状況となっております。

大樹町においては依然より、地域にもよりますが、既存経営体の農地が不足しており取得への意欲が高く、中々、新規就農者を受け入れする状況となっております。

この件については、町やJAと連携して進めていく事柄であり、今後も町内の状況を配慮しながら連携し進めていきたいと考えております。

次に1枚めくっていただき、「4の遊休農地に関する措置に関する評価」ですが、「3の目標の達成に向けた活動」については、昨年11月に農地パトロールを実施した内容を記載しております。

	<p>次のページをお開き下さい。</p> <p>「5の違反転用への適正な対応」については、完了報告があったものは、現地調査を行い、完了報告が遅れているものは、申請者に確認を行いましたが、違反転用該当する事案はありませんでした。</p> <p>実績や評価もそれに基づいた内容となっております。</p> <p>次のページをお開き下さい。</p> <p>「6の農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」ですが、</p> <p>「1の農地法第3条に基づく許可事務」から「4の情報の提供等」まで、令和3年度の実績をまとめさせていただいておりますので、ご確認下さい。</p> <p>詳細の説明は割愛させていただきます。</p> <p>次のページをお開き下さい。</p> <p>最後に「8の事務の実施状況の公表等」についてです。</p> <p>総会議事録は総会の翌月及びこの活動計画の点検・評価の公表は5月に農業委員会のHPで公開しておりますので、表記のとおり公表しているとしております。</p> <p>以上で「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価について」の説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、農政委員会より報告を求めます。農政委員長 片岡文洋 委員より報告を願います。</p>
片岡委員	<p>議案第22号について、報告いたします。</p> <p>5月24日に農政委員会を開催し、事務局作成の点検・評価書(案)をもとに内容を審議いたしました。</p> <p>農政委員会におきましては、点検・評価書の内容等に不備はなく、本総会に諮ることを了承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑ないとき)</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 22 号、「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議ないとき)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第 6、議案第 23 号、「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」の件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p>
<p>瀬尾局長</p>	<p>それでは、議案第 23 号「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>議案第 22 号と同様、農業委員会等に関する法律の第 7 条及び第 37 条の規定に基づき、年 1 回、農業委員会の活動目標及び活動計画を立て、広く公表するものでありますが、本年、制度の改正があり昨年と比べて記載する項目に変更がございます。</p> <p>昨日、24 日に、農政委員会で目標設定等についてご審議いただき、了解を得て、今回総会にお諮りするものです。</p> <p>つきましては、その内容について、ご審議方よろしくお願い致します。</p>
<p>議長 瀬尾局長</p>	<p>以上で提案説明を終わります。</p> <p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p> <p>先ほどの「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」を説明させていただきましたが、令和 4 年 2 月に発出された農林水産省経営局長通知において制度の改正があり、それに基づき、令和 4 年度最適化活動の目標の設定等及び指針について、審議をお願いするものです。</p> <p>令和 4 年度は制度改正により、様式が変更となっています。</p> <p>今回の最適化活動の目標には、「活動目標」と「成果目標」があり、「活</p>

動目標」では として推進委員等の最適化活動の日数、 として、最適化強化月間の設定、 として、新規参入者相談会への参加 について目標を設定しなければならず、また、「成果目標」では、 として農地の集積、 遊休農地の解消、 新規参入の促進について、農業委員会の目標と推進委員等の担当区域ごとの目標を設定することとされました。この部分については、総会終了後の委員協議会で説明をしたいと思います。

それでは、1Pの「1の農業委員会の状況」については、令和3年度の評価と若干違いはありますが、項目的にはほぼ同じとなっておりますので、説明を省略致します。

次のページをおめくり下さい。

2P目の「2最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集約」の「 目標」をご覧ください。

令和3年度の実績値を基に、集積目標を今年と同様に、11,956ha としました。

今年度も、前年度同様に高規格道路の用地買収に伴う農地面積の減少する可能性や現況証明で非農地とする案件が見込まれることを考慮し、前年と同様の面積としております。

次に「(2) 遊休農地の解消」については、現状はなしとしております。課題につきましては、遊休農地がないため、新たに遊休農地を発生させないことを目標とするとしております。

次に、「(3) 新規参入の促進」の「 現状及び課題」では、過去3カ年の新規参入者はゼロ件、既存経営体の農地不足を考慮しながら、新規参入するための農地の確保を課題としております。

また、「 の目標」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」では、下の欄に 2に、目標面積は過去3年度の権利異動面積の平均の1割以上を記入することとなっておりますので、その数値を記入しております。

ここについても、非常にハードルが高いと思っております。

「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、ここの部分も一番悩ましいところでありまして、従来は日数の定めが特に無かったのですが、本年度から活動日数を定めることとなりました。従来、委員さんの報酬は全額ではないのですが、国から交付金として定額(月当

たり 5 千円から 7 千円) が交付されていたのですが、本年度から、月当たりの活動日数の実績により交付金額が増減することになりました。

月当たりの平均活動日数が 5 日以下の場合は、該当する委員さんへの交付金はゼロとなります。

更には、月に一日も活動していない委員さんが一人でもいる場合は、その農業委員会に対して農地利用最適化交付金はゼロと大変厳しい内容となっています。

この日数は、農地の見回りも対象となりますので、事務局でいろいろ考えたのですが、一人当たりの活動日数を交付金が交付される最低の日数である、月当たり 6 日と決めました。

また、「(2) 活動強化月間の設定目標」の「活動強化月間の設定目標回数」では、3 回としております。この 3 回とは 3 月以上を設定しなければならない決まりがあり、4 月～5 月にあっせん会議や地域の話合いなどの農地集積の推進を図り、11 月には農地パトロールの実施を目標としております。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」の「新規参入相談会への参加回数」を 1 回とし、大樹町担い手センターを中心に新規就農希望者がいる場合には相談会を実施することと目標にしております。

今回の制度改正により、活動に関する目標の達成度合いに応じて交付金が交付されることとなっております。

委員さんの負担を軽減するため、交付金の対象となる最小限の活動内容としております。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で「令和 4 年度最適化活動の目標の設定等」の説明を終わります。

内容の説明が終わりました。

次に、農政委員会より報告を求めます。農政委員長 片岡文洋 委員より報告願います。

議案第 23 号について報告いたします。

5 月 24 日に農政委員会を開催いたし、事務局作成の活動計画書案をもとに内容を審議いたしました。

農政委員会においては、最適化活動の目標の設定等の(案)を本総会に諮ることを了承しております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

片岡委員

議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第23号、「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第24号、「令和4年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について」の件を議題といたします</p> <p>提案説明を求めます。</p>
瀬尾局長	<p>それでは、議案第24号「大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について」の提案説明を申し上げます。</p> <p>議案22号と同様に農業委員会等に関する法律の第7条及び第37条の規定に基づき、先にお認めいただいた「令和4年度最適化活動の目標の設定等について」に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関し「活動目標」と「成果目標」を定め公表するものであります。</p> <p>昨日、24日に、農政委員会で指針をご審議いただき、了解を得て、今回総会にお諮りするものです。</p> <p>つきましては、その内容について、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案理由を終わります。</p>
議長	<p>それでは内容について、事務局より説明を求めます。</p>

<p>瀬尾局長</p>	<p>先ほどの「令和４年度最適化活動の目標の設定等」に基づき、農業委員会等に関する法律７条の規定に基づき、大樹町農業委員会に係る指針を定めるものです。</p> <p>１点目として、農地の集積・集約化であります。令和４年度の農地集積面積は、前年度と同じ 11,956ha と定めています。</p> <p>２点目として、遊休農地の解消・発生防止については、前年度同様に、遊休農地ゼロを目標とし、所有者と地域の担い手の橋渡しを円滑に進め発生防止に努めます。</p> <p>３点目として新規参入者の促進については、関係機関と連携しながら、既存経営体の法人化を検討している経営体の支援や新規就農が望める状況があるならば、その促進を図りたいと考えております。</p> <p>以上を「令和４年度の大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針」として定めるものであります。</p> <p>簡単ですが指針の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、農政委員会より報告を求めます。農政委員長 片岡文洋委員より報告願います。</p>
<p>片岡委員</p>	<p>議案第 24 号について報告いたします。</p> <p>５月 24 日に農政委員会を開催し、指針（案）の内容について審議いたしました。</p> <p>農政委員会においては、令和４年度の最適化活動の目標の設定等を元に指針が定められており、内容等に不備はなく、総会に諮ることを了承としております。</p>
<p>議長</p>	<p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>報告が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑なしと認めます。</p>

<p>瀬尾局長</p> <p>議長</p> <p>瀬尾局長</p>	<p>これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第24号、「令和4年度大樹町農地等の利用最適化の推進に関する指針について」の件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。</p> <p>次に連絡事項に入ります。事務局より説明します。</p> <p>次回の総会につきましては、6月30日木曜日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもって、第22回大樹町農業委員会、総会を閉会いたします。</p> <p>ご起立願います。礼をかわします。</p>
-----------------------------------	--

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

大樹町農業委員会

令和4年5月25日

会 長

委員(12 番)

委員(13 番)